# 施工データのAPI連携に関する協議会 設置規約

## 第1章 総則

#### (名称)

第1条 協議会の名称は、「施工データのAPI連携に関する協議会」とする。

#### (目的)

第2条 本会は、i-Construction の取り組みとして既に ICT が活用されている社会 インフラの整備やメンテナンスをさらに効率的に実施することを企図し、通信ネットワークを通じたデータ連携を加速する「施工データの API 連携に関する取り組み」を推進することを目的とする。特に、産官が適切に協調領域、競争領域を峻別したうえで、協調領域に係る必要な取り組みを進めるものとする。

#### (活動)

- 第3条 本会は、目的を達するために次の活動を行う。
  - (1) 施工データの API 連携に資する提案・検討
  - (2) 国が構築を企図している「ICT プラットホーム」の API 仕様やこれを介して連携するデータについての標準保持項目等の検討
  - (3) 施工データの API 連携に関する試行環境を整備・運用するために必要な検討
  - (4) 施工データの API 連携に関する試行環境の整備・運用

#### (事務局)

- 第4条 本会の庶務は、一般社団法人日本建設機械施工協会が事務局として行う。
- 2 当面の間、本会には、会長や理事等は置かないこととし、会議の招集や運営等の 掌理は、事務局にて行う。

## 第2章 会員等

#### (会員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 国土交通省関東地方整備局が実施した「建設現場における無人化・省人化技術の開発・導入・活用に関するプロジェクト公募」の「非衛星環境下における UAV 計測及び API による現場計測効率化技術」に応募したコンソーシアムの構成企業のうち、本会の目的に賛同する企業
- (2) 前項にかかわらず、本会の目的に賛同する企業、団体、有識者のうち現に会員である者の過半数が認める者
- (3) 本会の目的に関連する関係府省庁のうち入会の意思を示した者

## (入会)

- 第6条 会員になろうとする者は、入会に必要な資料を事務局に提出し、第5条のいずれかに該当すると認められた場合、会員になることができる。
- 2 会員になろうとする者が次に該当するときは、入会することができない。
- (1) 暴力団等反社会的勢力と関係がある者

#### (退会)

- 第7条 会員は、当該会員の意思により任意に退会することができる。ただし、退会 に際しては、事務局に届け出なければならない。
- 2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員を退会させることができる。
- (1) 本規約を遵守しないとき又は本会の名誉を毀損する行為があったとき
- (2) 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
- (3)前2号に掲げるもののほか、本会の運営に当たって重大な支障が生じると認められるとき

#### (オブザーバー)

- 第8条 本会は、その活動を円滑に推進するため、オブザーバーを置くことができる。
- 2 オブザーバーは、会員の推薦により会員の過半数の承認をもって設置される。

### (会費等)

- 第9条 本会の会費は当面の間無料とする。
- 2 試行環境の整備・運用費など本会に必要な経費は、会費の他、日本建設機械施工協会が受託した本会に関連する受託業務の一部をもってこれに充てる。
- 3 会費の徴収に必要な事項は、本規約に定めるほか、本会の会員の承認を得た上で、別途、規定として定めることができる。

#### (ワーキンググループ等)

- 第10条 本会は、その目的を達成するために必要な取組みを検討・推進するための ワーキンググループを設置することができる。
- 2 ワーキンググループは、その目的に対して深い知見を持った会員から構成される。

## 第3章 その他

#### (規約の変更)

第11条 協議会規約は、会員の過半数の賛同をもって変更することができる。

#### (協議会資料等の公開)

第12条 本会でとりまとめた資料等は、会員の承認を得た上で、公表することができる。

### (守秘義務)

第13条 会員は、本会の活動を通じて知り得た他の会員のノウハウ、技術に関する情報を当該会員の了解無しに、第三者に開示し、または漏洩してはならない。 2 ただし、知得する以前に既に公知となっている場合、または知得した以後に自己の責任に帰さない理由で公知となった場合は、この限りではない。

### (解散)

第14条 本会の目的を果たした又は本会の継続が困難と判断された場合は、会員の 過半数の承認をもって解散する。

#### (雑則)

第15条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、協議会に 諮って定める。

## 附則

1 本規約は、令和3年10月22日より施行する。